

定額減税による 年末調整の変更点について



いつもお世話になっております。

2024年の税制改正といえば、なんといっても「定額減税」です。
今回は、定額減税によって年末調整の方法が変わるため変更点を解説させていただきます。

1. 定額減税の概要

定額減税は、特定の期間に税金が一定額減額される措置です。この減税措置は、政府が経済を支援するために行うことがあり、個人や家庭の税負担を軽減することが目的です。

2. 定額減税が年末調整に与える影響

定額減税の導入後、年中の給与計算で定額減税について適切に処理していないと、年末調整において税金の控除額が増えるため、従業員が受け取る還付金が増える場合があります。

そのため、年末調整の手続きに以下のような変更が生じます。

a. 控除額の増加

定額減税が適用されると、年末調整での税金の計算に影響が出ます。

具体的には以下ようになります。

項目	定額減税なし	定額減税あり
給与所得	5,000,000	5,000,000
基礎控除額	480,000	480,000
課税所得	4,520,000	4,520,000
減税前所得税額	476,500	476,500
減税額		30,000
減税後所得税額	476,500	446,500

定額減税適用前：所得税額は 476,500円

定額減税適用後：所得税額は 446,500円（30,000円の減税が適用されている）

b. 還付金の増加

定額減税が適用されることで、年末調整時に還付される金額が増加することがあります。

【具体的例】

本来の税額が 100,000円だとすると、定額減税で30,000円が控除され、

実際の支払いは70,000円になります。

もし既に100,000円を天引きしていた場合、差額の30,000円が還付されます。

c. 実際の手取り額の変化

定額減税が適用されると、還付金が増加し、結果として年末の手取りが増える可能性があります。

3. 最後に

定額減税の適用があるかどうか、またその額については、年によって異なる場合があります。会社からの通知や税務署のガイドラインを確認し、正確な情報を基に年末調整を行うことが大切です。

このように、定額減税の導入によって、年末調整では控除額や還付金が増える可能性があるため、手続き時には注意深く申告書を確認し、適切に対応する必要があります。

参考：国税庁

[令和6年分所得税の定額減税について（給与所得者の方へ）](#)

[定額減税特設サイト](#)

この情報は2024年9月11日時点の情報です。



山田太郎

MiG-p運営事務局（情報配信施策担当）

〒150-0013

東京都 渋谷区恵比寿

ウノサワ東急ビル3F

電話番号 03-5420-2711

FAX番号 03-5420-2800

メルマガの解除